

○議長（石川光次郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。二十三番天下みゆき君。

〔二十三番 天下みゆき君登壇〕

○二十三番（天下みゆき君） 日本共産党の天下みゆきです。

最初に、新型コロナ対策に逆行する保健所支所化・三病院統合の中止を求めて伺います。

三月から四月にかけての新型コロナウイルスの感染拡大で、宮城県の保健所体制と病院ベッドは逼迫し、通常の機能が保てない緊急事態となりました。高齢者施設の入所者は感染が拡大しやすく重症化しやすいのが特徴で、本来、速やかに病院で隔離・治療することが必要です。ところが、入院受入れ体制が危機状況にあることを理由に、四月七日に知事や仙台市長などから高齢者施設等に対し、陽性患者が発生した場合には、それぞれの施設でプライマリーケアを行うこととする依頼文書が出されました。高齢者施設のクラスターは、三月には三件だったのが四月には十二件まで増え、四十人のクラスターが発生した施設もありました。高齢者施設の陽性者を入院の対象から外したことは、事実上命の選別が行われていると言っても過言ではありません。ところが、四月七日付通知は仙台医療圏のみ対象だったものが、その後、五月十一日付通知で県内全域に拡大されて七月末まで延長され、今も続いております。速やかに五月十一日付の通知の解除を求めます。お答えください。

ところで五月以降、高齢者施設では陽性者は発生しましたが、クラスターは抑えられています。その要因は、高齢者施設の職員を対象にした頻回検査が功を奏していると考えられますが、この頻回検査は六月末までとなっています。七月以降も継続し、通所や訪問系のサービスでも頻回検査を行うことを求めます。いかがですか。

一方、各保健所には四月十六日付で保健福祉部長より、新規陽性者の増加で保健所業務が逼迫しているとして、陽性者の行動歴等を調査する積極的疫学調査に優先順位をつけることを指示する通知が出されました。積極的疫学調査に優先順位をつけることは濃厚接触者の追跡と適切な隔離が十分になされず、感染拡大につながる恐れがあります。今後感染拡大しても、このような事態に陥らないための対策をどのように行うのかお聞きします。お答えください。

次に、保健所支所化問題について伺います。

現在、宮城県はコロナ禍で保健所体制の強化こそ必要なのに、栗原と登米の保健所の支所化を来年四月から行おうとしています。以下、支所化に反対する立場から質問いたします。

第一に、県は支所化の目的の一つに、医療監視や社会福祉施設等への指導・監査の専門性を確保するために、栗原や登米の保健所から大崎や石巻の保健所に職員を異動して集約すると言っています。しかし、そもそも四月一日付の県内保健所全体の配置人数が、昨年の三百六十人から今年は三百五十六人と減っていることは驚きでした。この一年間、保健所には会計年度任用職員の採用や全庁挙げた応援が行われましたが、それでも保健所職員の時間外勤務は大幅に増加し、東北大学の調査でも県内の保健所職員の多くに不眠症や精神不調など深刻な影響が見られると報道されております。そして四月には、積極的疫学調査に優先順位をつけざるを得ない事態にまで保健所体制が逼迫したのです。何よりも保健所職員の抜本的な増員を求めます。医療監視等専門チームをつくるのであれば、栗原と登米から職員を抜くのではなく、大崎・石巻の保健所に増員してつくるべきですが、いかがですか。

第二に、今回の支所化によってどんな機能がなくなるのか、宮城県の行政組織規則をチェックしました。なくなるのは総合的な企画調整、高齢者福祉、婦人保護事業、児童福祉、身体障害者及び知的障害者の福祉、学校保健、産業保健、健康づくり推進、栄養指導に関することなど約三十項目にわたる所掌・分掌事務でした。現在、栗原・登米の両保健所では、働く人の健康学習会、特定給食施設等における新型コロナウイルスに関連した対応事例集、高齢者介護のアセスメント応援講座など地域に根差した取組が行われています。こうした地元と密着した健康づくりや高齢者福祉、特定給食施設などへのきめ細かい取組が今後継続できなくなるのではないですか、お答えください。

第三に、今年四月一日現在の保健所の職員数は、本所の塩釜・大崎・石巻の保健所がそれぞれ約六十人ですが、塩釜保健所の支所である岩沼支所は二十一人、黒川支所は十二人です。そこでお聞きします。

現在、栗原保健所が二十九人、登米保健所が二十六人ですが、支所化されると岩沼や黒川のように十数人程度に減らされるのでしょうか、伺います。

第四に、栗原・登米の両地域から支所化の中止を求める署名と要望書が、市議会からも住民団体や関連業界団体からも県に提出されていることを重く受け止め、来年四月の支所化への移行を断念することを求めます。いかがですか。

次に、県立がんセンター等三病院統合問題について伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大で病床が逼迫したにもかかわらず、県立がんセンター、東北労災病院、仙台赤十字病院の連携・統合の議論や、病床削減を目的とする地域医療構想を進めているのは全く逆行しています。知事は人口減少社会に向けて地域医療構想の具体化が必要だと言っていますが、私は以下の三つの理由から、これ以上ベッドは減らさず医師や看護師を増やして医療の充実こそ必要だと考えます。

第一に、高齢化社会が進めば患者数は増えていくこと。第二に、医療機関は少ない医師や看護師等で病床稼働率を上げて在院日数を減らして、密度の濃い診療をしなければ経営が成り立たない実態があり、パンデミックに対応する余力がないこと。第三に、今後も必ず起こるとされている感染症と自然災害に備えて、医療従事者と病床の確保は重要な課題であること。以上、三点についての知事の認識を伺います。

特に仙台医療圏は病床の逼迫が深刻でした。令和二年度第二回宮城県地域医療構想調整会議で県が出した資料には、仙台医療圏は病院数及び病床数が全国より少なく、現状は将来の医療需要や必要病床数に満たない状況にあると書かれています。それなのに、それぞれの地域の基幹病院である県立がんセンター等三病院を統合してベッドを削減することはやってはいけないことです。三病院の統合は断念して、連携の道でがん医療の充実を図るべきです。お答えください。

次に、塩釜地域にもみやぎ人材活躍応援センターの開設を求めて伺います。

宮城県は五月にみやぎ人材活躍応援センターを開設しました。求職者の就職活動と企業の採用活動の両方を支援して、求職者と企業のマッチングを支援する取組で大変良い施策です。県は震災後、二〇一二年十一月から今年の三月末まで、沿岸地域就職サポートセンターを石巻、塩釜、気仙沼に設置し、被災者や被災企業を支援しながらマッチングを図る取組をし、一定の実績を上げてきました。今度は沿岸部だけではなく内陸部にも必要だということで大河原、大崎、石巻、気仙沼の四か所にセンターを開設し、富谷、栗原、登米にはサテライトを設置しました。ところが、なぜ塩釜地域が外されてし

まったのでしょうか、理由を伺います。

五月十一日に塩釜商工会議所に行き、この件で懇談をしてきました。専務さんたちは次のように語ってくださいました。「サポートセンターは塩釜商工会議所とも連携しよくやってくれていた。商工会議所とハローワークとサポートセンターの三者で企業説明会をやるうと言っていた矢先に三月末で終了となった。塩釜商工会議所が第二期中期ビジョン策定に向けて行った会員ニーズ調査では、現在事業所が直面している経営上の大きな課題の三番目が従業員確保の困難だった。そして今後五年間の経営計画で重要視する点のトップが人材育成・確保だった。まさに、県のこの施策は塩竈市の商工業者から期待されている施策であり、会議所の役員会でもぜひ設置してほしいという意見だった。サテライトではなくセンターを設置してほしい。」こういう御意見でした。塩釜には商工会議所が設置され、仙台でも石巻でもない独自の経済圏が形成されています。ぜひ塩釜にもみやぎ人材活躍応援センターの設置を求めます。お答えください。

次に、みやぎ型管理運営方式について伺います。

宮城県は、三月十五日に優先交渉権者としてメタウォーターグループを選定しました。それから僅か三か月、県はたった六回の住民説明会の二百十七人の参加をもって説明は尽くしたと言っていますが、全く不十分です。また、議会で議決するに当たって、県民の不安を払拭するために必要な資料はまだ出そろっておりません。何よりも市民団体から、みやぎ型管理運営方式導入手続の凍結を求める請願署名一万九千四百四十九人が提出されたことを、知事は重く受け止めるべきです。日本共産党宮城県会議員団はみやぎ型管理運営方式導入について、県民の理解は到底得られておらず、今議会での採択は認められないことを表明し、以下、質問をいたします。

最初に、新ＯＭ会社について伺います。

宮城県が優先交渉権者の選定に当たり、安定的な事業の運営と雇用の創出を図れると高く評価をしたのが新ＯＭ会社の設立です。この会社は県の浄水場や浄化センターの運転維持管理を行います。ＳＰＣが委託する別会社としてつくられました。県の浄水場や浄化センターは県の施設、すなわち県民の財産です。これまでの指定管理者や委託事業者は、県が定期的に審査・選定し契約を結んできましたが、新ＯＭ会社は県と契約を結びません。そこでお聞きします。ＳＰＣと新ＯＭ会社は何年間の委託契約なのか、

県はどのようにして新ＯＭ会社の評価を行うのか、経営状況はどのように確認するのか
お答えください。

新ＯＭ会社の議決権株式保有割合はヴェオリア・ジエネッツが五一％でしたので、
新ＯＭ会社はヴェオリアが仕切ることになります。ＳＰＣは二十年間で事業を終了して
解散することが決まっておりますが、新ＯＭ会社は二十年を超えて将来にわたって存続
すると表明されています。メタウォーターグループが新ＯＭ会社を別会社としてわざわ
ざ立ち上げたのは、今後二十年以上、将来にわたって外国資本のヴェオリアが宮城の水
事業に大きな影響力を持つ仕組みをつくるのが目的だったではありませんか、知事
の見解を伺います。

次に、情報公開取扱規程について伺います。

県はＳＰＣが提出した情報公開取扱規程について、県情報公開条例の趣旨に沿って
作成したと言っておりますが、肝腎なところが違っております。

第一に、ＳＰＣの情報公開取扱規程第六条（五）の二では、当社の企業経営上の正
当な利益を害するおそれがあるものは不開示情報としていますが、県の条例では第八条
（三）法人その他の団体については、正当な利益が損なわれると認められるものが不開
示と規定しています。おそれがあるものと、認められるものとは全く違います。ＳＰＣ
がおそれがあると判断すれば、いくらでも不開示を拒否することができるのではないでし
ょうか、伺います。

第二に、ＳＰＣの取扱規程第十二条では、再検討の求めに対して不開示と判断した
事項について、当社外部の専門家（出資企業の法務部門を含むがこれに限らない）に不
開示判断の妥当性について確認を依頼するとしています。出資企業の法務部門では、外
部専門家としての第三者性は担保できません。条例を変えて県の情報公開審査会で対応
すべきではありませんか、お答えください。

県民の命の水を扱う事業にとって、情報公開は要です。この取扱規程では大事な情
報が隠されるおそれがあることを指摘しておきます。

次に、実施契約書案について伺います。

第六十一条、反対運動及び訴訟等の条項です。これは、事業の実施自体によって反
対運動や訴訟が起こり、事業期間の変更や事業の中断等が発生し、運営権者に増加費用

や損害が発生した場合は、県がその増加費用や損害を補償するという内容です。なぜこのような住民運動敵視条項ともいえる条項が定められたのか、なぜ県が運営権者の損害を一方的に補償しなければならないのか、それで対等の契約と言えるのか、伺います。

次に、コスト削減について伺います。

メタウォーターグループが提案したコスト削減額は二百八十七億円の削減で、県事業分と合わせると、現行体制モデルより三百三十七億円の削減となりました。その一番大きな削減額が更新投資で、運営権者の提案額は現行体制モデルよりも三百四十八億円も低い四百四十六億円となりました。なぜこんなにコストが削減できるのかとお聞きしますと、耐用年数を延ばすとのことでした。メタウォーターの提案によると、最先端のデジタル技術を活用したアセットマネジメントシステムを導入し、改築・修繕を最適化することのことです。そこでお聞きします。

第一に、もともと施設・設備の長寿命化は公共施設で取り組まれてきたことです。管路だけでなく設備についても、県職員の技術で新たなシステム等を導入して長寿命化を図ることはできないのか、できないとしたらなぜなのか、お聞きします。

第二に、耐用年数を延ばした結果、二十年后に設備がボロボロになって県に戻ってくるのが心配ですが、県は事業開始時と終了時で同等の健全度を要求しているので大丈夫だと説明していました。そうすると、メタウォーターグループがつくる改築計画書と健全度調査計画書の実効性を県がチェックすることが重要ですが、これらの計画書はまだできていません。それで今議会で運営権を設定することは、更新投資のコスト削減の根拠を示せないまま決めることになるのではないのでしょうか、お答えください。

そもそも県は二〇一八年三月に行った試算で、今後二十年間で管路等が一千八十億円、設備が八百八十億円、合わせて一千九百六十億円の更新投資が必要と説明し、このままでは水道料金の上昇は避けられないと言っていました。事業費削減額比較を見ると、結局、管路の更新投資は約六割に減り、設備投資が半額になりました。おまけに県は、管路の本格的な更新は二十年間行わない、ピークは三十年後から四十年後だと言っています。そこで、契約期間終了後の二十一年目以降に管路や設備の更新投資が大幅に増え、子供や孫に水道料金上昇の負担を負わせることにならないのか、伺います。

さて、今年五月に会計検査院が、国が実施するPFI事業について報告書を出しま

した。それによると、二〇一八年度末までに事業を終了した二十九事業のうち、比較ができる二十七事業について、検査員がPFIと従来方式での維持管理費を比べたところ、全事業でPFIが従来方式よりも一・〇六倍から二・八五倍も高額となったそうです。PFIにするとコストが削減できるというってPFI事業を行ったはずなのに、結果は全く逆だったということです。これは重大な報告です。みやぎ型管理運営方式が二十年后、このような結果にならない保証はどこにあるのか、お答えください。

次に、コンサルシヨンの問題点について伺います。

県は、既に三十年間も民間に委託しており、みやぎ型管理運営方式に移行しても変わらないと説明しています。しかし、民間委託や指定管理とコンサルシヨンでは、以下の二点で決定的に違います。

一つは、運営権者が行う事業内容が県の予算・決算から抜け、監査対象からも外れ、県議会の議決が五年に一回の料金改定時のみとなることです。また、契約案件についても議会の審議・議決の対象から外れます。県は対応策として、年一回程度、県議会に報告する旨の条例案を今議会に提出しましたが、あくまで報告でしかなく、それで了解するわけにはいきません。水道・下水道事業は、県民の命と暮らし、公衆衛生の向上に直結しており、全ての人が生きていくために不可欠な事業です。だからこそ、県民の代表である議会の審議と議決、すなわち県民のチェックと了解を得ながら進め、県民の監査請求の対象であることが重要です。コンサルシヨンへの移行は、主権者である県民の参加と監視という民主主義の大事な仕組みを壊すものだと思いますが、知事の見解を伺います。

二つ目は、入札や発注など契約の仕組みが変わることです。

これまでは、工事事業者との契約は県が入札をかけて発注していましたが、コンサルシヨンにより運営権を売却するとSPCと工事事業者との契約になり、民間と民間の取引となります。その結果、関連企業への高値発注や下請工事業者の買いたたきが横行する懸念がありますが、どのようにチェックをするのかお答えください。

メタウォーターグループは、二十一年間で九十二億円の当期純利益を計上し、出資企業に配当する計画です。利益は水道料金の上昇を抑え、管路や設備の更新にこそ使うべきです。県民の命と暮らしに直結する水道・下水道事業は、営利企業のもうけの対象に

してはいけない、コンセッションに移行してはいけないということを知事と議員各位に強く申し上げ、壇上からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございます。

○議長（石川光次郎君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 天下みゆき議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点ございました。

まず大綱一点目、新型コロナ対策に逆行する保健所支所化・三病院統合は中止をについての御質問にお答えいたします。

初めに、高齢者施設内での医療的な対応についてのお尋ねにお答えいたします。

陽性患者の増加に伴い病院の受入体制が逼迫した状況にあったことから、病院長会議の総意を得て、四月七日、高齢者施設等で陽性者が発生した場合には、まずは各施設で点滴や酸素投与等のプライマリーケアを行っていただきたい旨要請しております。

ただし、これに併せ県と仙台市では感染の発生した施設について、感染症の専門家による的確なアセスメントを行い現場での感染拡大抑止対策を指導するとともに、県内医療機関の協力により医師や看護師等の医療スタッフを施設に派遣して、医療ケアを迅速に行うなどの体制を整備しているところであります。この要請は、当面は高齢者のワクチン接種が終了する七月末までとしており、今後の扱いにつきましては病院長会議で協議してまいりたいと考えております。

次に、高齢者施設等の職員を対象とした頻回検査についての御質問にお答えいたします。

県では、厚生労働省が新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を受けて示した基本的な考え方を踏まえ、四月から高齢者施設及び障害者施設の従事者等を対象として頻回検査を実施しております。また、基本的対処方針の改定を受け、六月からは職員や利用者間の感染リスクの高い通所系の事業所にも対象を拡大しており、これまでに申請のあった約四百六十施設、約一万八千人に延べ八万二千回の検査を実施してまいりました。七月以降の実施については、今月十七日に国から実施方針等が示され、地域の感染状況やワクチンの接種状況等を踏まえて、当面定期的な検査の継続が求められてい

ることから、高齢者や従事者のワクチン接種状況などを確認しながら対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、保健所職員の抜本的な増員についての御質問にお答えいたします。

地域における公衆衛生の中核機関である保健所は、医療機関の指導監督、住民の健康づくり、災害時の被災地支援など、近年は業務が多様化・複雑化しており、その体制の維持と強化が重要であると考えております。保健所の職員数につきましては、資格取得の関係から五月任用となる技術職員が多いため、五月一日で比較いたしますと、今年度の全職員は昨年度から二人増えております。中でも医師は二人、保健師は七人をそれぞれ増員したところであり、更に来年度に向けては、保健師の募集人員を五人増やして十五人としたところであります。また、栗原と登米から職員を減員すべきではないとの御指摘につきましては、全体として大幅な職員の増員ができない中で、医療監視や指導監査業務などの専門性を高めていくためには、少数の職員が多様な仕事を兼ねる現状を改め集約化によつて適切な業務分掌に基づき、職員一人一人が業務遂行の資質を向上していくことが必要であると考えて行うものであります。

次に大綱三点目、みやぎ型管理運営方式で命の水の安全・安心は守れるのかについての御質問にお答えいたします。

初めに、新OM会社の将来にわたる影響等についてのお尋ねにお答えいたします。

優先交渉権者がOM会社を県内に設立する提案は、地元の雇用創出を図るとともに、安定的な事業運営も期待されることから、PFI検討委員会において高い評価を受けたものであります。また、豊富な実績や高度な技術力を有する優先交渉権者により、地域人材を活用した水事業会社が県内に設立されることは将来に向けた人材育成など、県のみならず市町村にとつても有益であると考えております。なお、現在、国内には多くの水処理会社があり、今後も互いに競争して実績を積み重ねていくと思われることから、このOM会社が県内の水関係事業に大きな影響力を持つことは考えておりません。

次に、実施契約書案における反対運動等の損害の補償規定についての御質問にお答えいたします。

実施契約書案においては反対運動や訴訟のみならず、地震等の自然災害、暴動等の人的災害のほか、法令等の変更を含む様々な事象に対して県と運営権者の適正なリスク

分担を規定しております。このうち、みやぎ型管理運営方式の対象事業に対する反対運動等については、事業を計画した県が責任を負うべきものであることから県のリスクといたしました。このような運営権者の責によらない事象等を県が負担することは、応募者の適正な競争を促し、事業費の削減につながったものと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

〔公営企業管理者 櫻井雅之君登壇〕

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 大綱三点目、みやぎ型管理運営方式で命の水の安全・安心は守れるのかについての御質問のうち、特別目的会社と新オペレーション・メンテナンス会社の契約期間や評価及び経営状況の確認についてのお尋ねにお答えいたします。

優先交渉権者の提案では、SPCとは別に、浄水場等の運転管理と保守点検を担うOM会社を県内に設立する計画となっておりますが、このSPCとOM会社の契約期間については、現在、グループ内で調整中であると伺っております。

SPCとOM会社の契約については県の事前承認を要することとしており、県としては契約期間のみならず、重要となる経営や現場の執行体制を含めて運営の確実性をしつかりと確認し、評価する必要があると考えております。また、OM会社はSPCと連携して事業を運営する重要な会社であり、経営状況についても確認する必要があるため、SPCと同等に財務諸表や財務指標の報告をモニタリング計画に位置づけることにより、県が継続的に監視できる仕組みとしております。

次に、SPCの情報公開取扱規程と不開示の判断及び客観性の担保についての御質問にお答えいたします。

SPCの情報公開取扱規程では、情報開示請求に対して不開示との判断がなされた場合には、その判断に対して不服の申立てが可能となっております。また、不服申立てに対する妥当性の判断については、親会社の法務部門若しくは顧問弁護士が行い、不開示の決定通知には判断した者を明示するなど、客観性を担保した対応がなされるものと考えております。更に、情報不開示に対する不服申立てといった事案が発生し、県が相談を受けた場合には、事案によっては運営権者の業務を調査・審議いただく法務などの

有識者で構成する経営審査委員会からも参考意見をいただくなど、適切に対応することとしております。なお、県が保有するSPCの情報について、県に対して開示請求がなされた場合には、県の情報公開条例に基づき県民の知る権利を尊重し適切に対応してまいります。

次に、設備の長寿命化は県職員の技術で実現可能ではないかとの御質問にお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式は上下水道の合計九事業を一体とし、性能発注により二十年間にわたって契約するもので、スケールメリットを生かしながら民間の力を最大限活用することを目指したものであります。優先交渉権者の提案による設備の長寿命化については、温度や振動等を継続的に監視するセンサーや統合管理プラットフォームの導入による各種データの収集・蓄積により、運転管理、保守点検、修繕・改築にわたる一連業務の全体最適化を図る中で効率的・効果的に実現しようとするものであり、民間ならではの総合的かつ長期的なマネジメント力により達成されるものと考えております。

次に、改築計画書等が未作成のまま運営権設定を提案することは問題ではないかとの御質問にお答えいたします。

優先交渉権者における更新投資のコスト削減については、センサーの導入による最適な時期での修繕や耐久性の高い部品への交換などによって、健全度を維持しながら県の計画に対して更新費を削減する一方、修繕費を積み増す計画となっております。これらの提案は、PFI検討委員会における技術ワーキンググループにおいて、提案金額だけでなく確実性や実現性の観点からもしっかりと議論され、適正性を評価されたものと考えております。なお、改築計画や健全度調査及び維持管理をはじめとする詳細な各種計画書については、今後、提案書に基づき作成されることとなっており、県としてはその内容をしっかりと確認するとともに、関連する市町村とも調整しながら確実な事業の執行体制を構築してまいります。

次に、更新投資計画の変更による契約終了後の水道料金への影響についての御質問にお答えいたします。

優先交渉権者との契約においては、事業終了時において開始時と同等の健全度を維持すること、また、継続的な調査も規定していること、更に、経営審査委員会において

五年ごとに行う改築計画書の見直しについて審議をしながら進めることから、事業終了後において多額の更新費用が発生することがない制度となっております。そのため、更新投資計画が変更されたことにより、事業終了後において水道料金が上昇することはありません。

次に、国が実施したPFI事業で従来方式よりも高額となった報告があるが、みやぎ型管理運営方式はどうかとの御質問にお答えいたします。

今年五月の会計検査院による国が実施するPFI事業の維持管理費相当額が従来方式よりも割高になっているとの報告は、公務員宿舍や庁舎の整備といったサービス購入型のPFI事業であり、コンセッション方式を採用するみやぎ型管理運営方式には該当しないものであります。みやぎ型管理運営方式は、二十年間にわたり上下水道九事業一体として、施設の運転管理と設備の修繕・更新を合わせ大きなコスト削減を図るものであり、県といたしましては、安定して水道事業を継続していくための最適な手法であると考えております。

次に、みやぎ型管理運営方式は議会の関与が不十分になるのではないかとの御質問にお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式は、PFI法や水道法など関係する法令に基づき、令和元年十一月定例会において事業実施の提案を凶った実施方針条例においても、議会の議決を経るなど適正な手続きにより進めているPFI事業であります。PFI事業は運営権者の予算や決算について企業局の予算から切り離されることとなりますが、水道事業は県民生活と産業の基盤を支える極めて重要な社会資本であるため、今定例会において県議会への報告を義務づける条例の改正を提案しております。県といたしましては、第三者機関である経営審査委員会における審査結果を含めて定期的に県議会へ報告を行うとともに、SPCと連携して積極的な情報公開に努め、透明性のある事業運営に取り組んでまいります。

次に、SPCが行う契約の適正性の確認についての御質問にお答えいたします。

運営権者が行う修繕や更新工事等は民間契約となりますが、公共性の高い工事等であることから、県といたしましては、適切に契約状況を確認していくこととしております。また、下請法や建設業法等において、下請契約については不当に低い金額での契約

は禁じられており、仮にSPCが法令に違反した場合には、県は実施契約書に基づき是正を求めることができる規定としております。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

〔保健福祉部長 伊藤哲也君登壇〕

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 大綱一点目、新型コロナ対策に逆行する保健所支所化・三病院統合は中止をについての御質問のうち、保健所の積極的疫学調査に優先順位をつける事態を生じさせないための対策についてのお尋ねにお答えいたします。

県ではこれまで、保健所の業務負担を軽減するため健康相談窓口や入院調整などの本庁への集約、健康観察業務におけるHER—SYSの積極的活用、行政検査に係る検体回収・搬送業務の民間委託のほか、保健師に業務が集中しないよう他職種を含めた業務分担の見直しなどを実施しております。

また、人的体制の面でも退職した保健師の活用や保健所以外に所属する保健師のほとんどを応援に出したほか、県内市町村からの応援の受入れ、部を越えた応援態勢の構築、民間看護師の派遣などにより保健所の体制強化を図ってまいりました。しかしながら、今年三月から四月にかけて新型コロナウイルス感染症の患者が急増した際、保健所業務が逼迫したことを受け、効率的に積極的疫学調査が実施できるよう、やむを得ず重症化する可能性の高い集団を優先的に調査対象とするなどの取組を実施したところです。今後もできる限り積極的疫学調査の制限をすることがないように保健所の支援体制を継続してまいります。

次に、支所化によってこれまで実施してきたきめ細かな取組が継続できなくなるとの御質問にお答えいたします。

保健所を支所化した場合には分掌事務の範囲は縮減されることとなりますが、支所が分掌しなくなる事務は医療機関の指導に関すること、健康づくり推進に関すること、総合的な企画調整に関することなどであります。他方で、感染症に関すること、指定難病に関すること、精神保健に関すること、食品衛生に関することなど地域に密着した業務や事業者に対する窓口業務については、引き続き支所が担うこととなります。次に、支所化した場合の職員数についての御質問にお答えいたします。

職員数については、本所に集約されることとなる業務量を精査する中で今後確定してまいります。組織体制としては成人・高齢班と企画総務班の業務の一部について、本所に移管することに伴い職員数が縮減されるものと考えております。

次に、来年度からの支所化移行の断念についての御質問にお答えいたします。

昨年十月以降、栗原市及び登米市の議会や地域住民の方々から、保健所の体制充実を求めるなどの御要望をいただいております。今回の保健所の組織改編については、専門性の強化を目的として行うものであり、窓口や相談業務のほか、感染症対策等の住民に身近な業務は、引き続き地域に残すものであることを丁寧に説明してまいります。

次に、病床の確保と医療従事者の増員についての御質問にお答えいたします。

まず、高齢化により患者数が増えるとの御指摘ですが、地域医療構想は二〇四〇年を展望しつつ、当面、二〇二五年の患者数の推計を基に必要な病床数を算定したものであります。

次に、医療機関は限られた従事者で密度の濃い診療を強いられ経営が成り立たないとの御指摘については、医療機関の適切な機能分化と連携により、経営基盤も安定するものと考えております。更に、今回の医療法改正で位置づけられました新興感染症や自然災害への対応は一層重要であります。感染症や災害の有無にかかわらず人口減少や高齢化は着実に進行していることから、医療機関の機能分化・連携の羅針盤である地域医療構想の推進が必要であると考えております。

次に、三病院の連携・統合についての御質問にお答えいたします。

御指摘のありました仙台医療圏の人口当たりの病院数や病床数は全国に比べてやや少ない状況であります。仙台医療圏の二〇二五年の必要病床数の推計では、病床全体としては既存病床数とほぼ均衡しているものの回復期病床は大きく不足し、逆に急性期病床は大きく余剰が生じるとされております。したがって、地域医療構想の観点からは、急性期を担う医療機能の将来的な連携と統合が必要であり、三病院の連携・統合について引き続き協議を進めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 経済商工観光部長千葉隆政君。

〔経済商工観光部長 千葉隆政君登壇〕

○経済商工観光部長（千葉隆政君） 大綱二点目、塩釜地域にもみやぎ人材活躍応援センターの開設をについての御質問のうち、塩釜地域に設置しなかった理由についてのお尋ねにお答えいたします。

県ではこれまで、就職サポートセンターを沿岸地域三か所に設置し、東日本大震災により被災した企業の離職者に対する就職支援を行ってまいりました。現在、人口減少に伴う企業の人手不足が全国的に深刻化していることを踏まえ、相談業務等の就職支援とともに、各地域での女性や高齢者等の潜在的労働力の掘り起こしが重要と考え、県内を四つの地域に分けてみやぎ人材活躍応援センターを設置することとしたものであります。なお、当該センターの運営事業者から、よりきめ細かに支援を行うため、登米市・栗原市の二圏域と企業立地が進んでいる富谷市の三か所に、週一日相談業務を行うサテライトオフィスを設置したい旨の提案があり、現在、県内七か所で運営しております。

次に、みやぎ人材活躍応援センターの塩釜地域への設置についての御質問にお答えいたします。

塩釜地域については、今回石巻市に設置したみやぎ人材活躍応援センター、愛称みやぎシゴトサポーター石巻において、求職者に対し出張相談会や出張セミナー等による就職支援を行うとともに、企業採用コンシェルジュが企業を訪問し、求職者ニーズの共有と採用・定着のための助言などの人材活用支援を行っているところであります。仙台市に設置しているジョブカフェにおいても、相談窓口や各種研修セミナーの受講など塩釜地域の方々にも御活用いただいているところであります。塩釜地域においては、みやぎシゴトサポーター石巻がハローワーク塩釜と密接に連携しながら就職支援を行っているところであり、今後も地元経済界ともしっかりと連携しながら、きめ細かに支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川光次郎君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 御答弁ありがとうございます。みやぎ人材活躍応援センターの問題については、やはり塩釜地域は独自の経済圏を持っているということが見落とされているかと思えますので、今後も要望を続けていきたいと思えます。

再質問は、みやぎ型管理運営方式に絞ってさせていただきます。

最初に、答弁漏れが幾つかございましたので、そこについて御答弁をいただきたいと思えます。

まず、情報公開取扱規程についてですが、私の質問の中では、県の情報公開条例では企業などの正当な利益を害すると認められるものとなっているのが、今回のSPCのほうの情報公開取扱規程は、「おそれがあるもの」となっていて、これでは企業の判断でいくらかでも開示拒否につながるのではないかと聞いていますが、その部分についての御答弁がなかったと思うのでお願いします。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 確かに御指摘のとおりそういった文章になっているということでございます。答弁の趣旨は、そういったことがあっても我々としてはOM会社あるいはSPCを通じたOM会社の情報については我々が把握するということ。それから、県との間で契約しておりますので、その事業を着実に進めるといふ観点においては当然OM会社の情報は我々として取り得るといふことでございます。その中で我々が知り得た情報については、県の情報公開規定において県民の知る権利を確保してまいりたいと、こういった趣旨で答弁させていただきました。

○議長（石川光次郎君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 新OM会社でなくSPCそのものが、おそれがあるものではなく、いくらかでもSPCの判断で開示が不開示となるということもあり得ると指摘してはいますが、その件については御答弁が十分になかったということですので次に行きます。

もう一つは、運営権設定後にSPCが行う契約について、関連企業への高値発注や下請業者の買いたたきが横行する懸念があるけれども、法令違反をどうやってチェックするのかと聞いたのです。違反が分かったらしっかり県が指導するのは当たり前です。どうやってチェックするのか、お答えください。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） SPCがOM会社も含めていろんなところに契約行為をしてまいります。これらの契約の内容については、主要な部分については県に報告するということになっておりまして、その中で不当な行為があるということであれば、県としては是正命令を出す。こういった趣旨で回答させていただきました。

○議長（石川光次郎君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） SPCのほうから違反がありましたという報告はないと思いますので、県がどうやってチェックするのか、ここしっかりつくっていただく必要があると思います。

そして、新OM会社の経営状況についてですが、県がSPCを通じて財務諸表等の報告を受けて監視することでした。このことは県とSPC、SPCとOM会社との契約書にもきちんと明記されるのでしょうか。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） その旨SPCと調整をしているところでございます。

○議長（石川光次郎君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 調整しているというのは、契約書にも明記するというところでよいですね。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 御質問のとおりでございます。

○議長（石川光次郎君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） それでき次第、契約書をちゃんと出していたいただきたいです。これは口約束では駄目なんです、OM会社は別会社ですから。契約書に入らなければ経営状況まで出す根拠になりませんから、しっかりとそれを明示していただきたいと思えます。

次に、同僚議員の質問で三百二十七億円のコスト削減による水道料金の抑制効果を問われて、大きな効果というふうにお答えになっていますが、大きな効果の指標を具体的ににお答えください。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 大きな効果と申し上げましたのは、まず我々が応募条件の中で応募者に二百億円弱の削減を求めたわけでございます。その額に約九十億円以上の削減額を提示したということで大きな額というふうに申し上げました。このコンセッションを始めるに当たって、その効果というものについて、料金の削減効果があるという説明をさせていただきました。それに比して大きな効果が得られるのではないか

という意味で引用させていただきました。

○議長（石川光次郎君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 水道料金の抑制額がどのぐらいの割合になるのかというような指標がなければ、例えば会計検査院の報告のように、PFIのほうが従来方式よりもコストがかかっているも分からないのではないかと思うのです。その指標をきちんと出すということを求めたいと思いますが、いかがですか。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 前の御質問にもお答えしたとおり、我々の目的は料金の抑制効果と、そして我々企業局経営の健全化、足腰の強化というこの二つの目的があるということを申し上げました。その中で、削減額についてどのように料金のほうに転嫁し、またどのように企業経営の中に転嫁していくのかということについては、それぞれの受水市町村がございしますので、そういった方々とやはり綿密にお話をしながら、どうすることが最適かということを決めていかなければならないということでございます。先般、仮に百九十七億円の削減を全て料金に転嫁した場合には、五から一〇%程度の料金削減効果があるという話をさせていただきましたけれども、いわゆる三百億円の額をどのようにするかといったことについては、これから受水市町村等々と協議しながら進めていくこととございます。

○議長（石川光次郎君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） そこはしっかりと出させていただきたいと思えます。

次に、情報公開取扱規程なのですが、不開示の再検討の求めに対して、親会社の法務部門や顧問弁護士の確認が客観性があると判断されておりますけれども、その根拠は何なのですか。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 基本的には法務部門あるいは顧問弁護士というものについては、当然その企業の中で独立した形で判断をされていくものというふうに理解しておりますので、そういう表現をさせていただきました。

○議長（石川光次郎君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） ちょっとびっくりしましたが、顧問弁護士さんは会社の

利益擁護の代弁者だというふうに思います。企業利益を害する恐れがあるものも含めて、このままの規定では情報公開に耐えられないということを指摘します。

次に、実施契約書の反対運動及び訴訟等の条項ですが、これは専門家の方のお話によりますと、水道民営化により料金が高騰して困窮者が水を飲めなくなったことで、世界各地で大々的な反対運動や訴訟によって再公営化となり、水メジャーが損害を受けたことからできた条項だそうです。県は世界の民営化の失敗から学んでみやぎ型管理運営方式をつくったので大丈夫と説明しておりますが、この条項があるということは世界の失敗が宮城でもあり得るといふ認識ですか、お答えください。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 我々、ここに進めるに当たって、要求水準書なりあるいはモニタリングの在り方、いろいろな取決めをさせていただきました。これは当然、PFI検討委員会の議論を経ながらつくってまいりました。その中で諸外国の問題、例えば要求水準がしつかりしていなかったとか、料金の変動要因を明確にしていなかったとか、こういったことがありましたので、それを今回入れさせていただきなから県の責任においてこういった要求水準を作成し求めたということでございます。したがって、この範囲の中でそういった問題が起きれば、当然それは県の責任であるということであって、当然その契約以外のことをやったということであれば、それはSPCの責に問われますけれども、契約の範囲内においても反対運動等があるのであれば、それはそれで県の責任だと、そういう役割分担を決めたということでございます。

○議長（石川光次郎君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） こういう反対運動を敵視するような、こういった条項が入っている契約というのはめったにないと思います。企業の損害を宮城県、すなわち県民に押しつけるこんな条項は外すべきです。いかがですか。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 県とSPCとの適正な役割分担を設けるという意味では、外す考えはございません。

○議長（石川光次郎君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） これは外すべきだということを申し上げて次に行きます。

県は、県職員の育成方針の一つとして、SPCが行うみずむすびアカデミーに参加して技術力の向上を図るとしています。しかし、SPCは県がモニタリング等で指導・監視する対象の会社です。これでは、県職員は先生であるSPCの言いなりになってしまっている、的確な指導・監視ができなくなるのではありませんか。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 職員の研修はSPCがやっているその研修のみならず、様々な機会を与えながら職員の技術向上を図る、これは当たり前のことだと思います。当然県の中での研修、あるいは来年から始める予定でございますが東京都での高度研修、こういったことを積み重ねることによって職員全体のスキルアップにつなげてまいりたいというふうに思っております。

○議長（石川光次郎君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） そして、SPCを構成するメタウォーターサービスが二〇一九年二月四日に、水道施設管理技士の資格を持つ社員二百六十四人のうち、百十六人の資格取得に必要な現場実務経験を実際より多く申告している、日本水道協会から厳重注意を受けて、該当職員は資格を取り消されていたことが親会社であるメタウォーター株式会社のホームページで分かりました。資格取得の虚偽申告をするような会社が入っているところに、県職員の研修を委ねてよいのか、そもそも契約してよいのか、お答えください。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 今御指摘の詳しい状況は把握してございませんけれども、こういった相手方の契約の適格条項についてはしっかりと調査をし、適正であるという判断のもと提案させていただいております。

○議長（石川光次郎君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 把握していないでの的確であると判断したというのがちょっと分かりませんが、その関係はどういうことですか。

○議長（石川光次郎君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） そういった不適切なことがあったという詳しい状況については把握していないということをお申し上げました。一方でこういったコンセン

ヨンの契約について不適合かどうかについては、不適合条項も含めて整理してございますので、それに照らして適合であったということをもって議会の提案させていただいているということでございます。

○議長（石川光次郎君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 再度チェックすることを求めます。

ところで知事、二〇一七年三月九日に東京で行われた日経地方創生フォーラムで知事が講演されています。その資料が県のホームページに掲載されています。そこには村井知事が最初に、とにかく民間事業者のやりやすいようにすることや、事業スキームの構築はスピード感を持って一気にを行うことを指示したと書かれておりました。まさにそのように進めてきたと感心して読みました。民間事業者がやりやすいように、PFI法を使って情報公開を制限し、契約書も民間事業者のリスクに配慮し、県民への説明も十分に尽くさず、意見も十分に聞かずにスピード感を持って進めてきたではありませんか、知事いかがですか。

○議長（石川光次郎君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 感心していただいたということで大変ありがとうございます。私がそのようにお話をしたのは事実です。狙いはですね、職員に指示したのは、やはり適正な競争をさせなければならぬと、一者しか応募しないということになれば、一者が考えたことが全てということになってしまいますので、私としてはできれば三者以上の企業グループ、しかもちゃんと任せていいというようなグループに参加してもらえするような条件を示さなければならぬと、そういう意味では企業がのりやすいものも考へなければならぬ。しかし、あまりにも企業寄りになってしまうと、今度は県民に対してメリットがなくなってしまう。県民にとって最大のメリットを得ながら、そして多くのグループ、企業が参画したくなるようなそういったものをぜひつくってほしいというふうに言いました。我々が考えただけのものであれば、企業としてここは納得できない、納得していいというのが出てくるというふうに思いますので、そこはいろいろ企業と意見交換をしながらより高いものを目指していこうじゃないかということを指示したと。それをフォーラムでお話をさせていただいたということでもありますので、当然の話だと、天下議員が感心していただけるようなことを話したということでございます。

○議長（石川光次郎君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） また講演では、みやぎ型管理運営方式実現の意義として、民間事業者は新たなビジネスチャンスの創出に期待していると書かれていますし、更に市町村への展開を検討する理由として、水源から蛇口までを一体管理することにより、民間の投資対象としての魅力が増すためと書かれていました。知事は民間企業のビジネスチャンスに応えるためにこの事業を行い、市町村まで展開しようとしているのですか、お答えください。

○議長（石川光次郎君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 分かりやすく例を言うと、国鉄をJRに民営化したとき、また電電公社をNTTに変えたときも、要は大きなビジネスチャンスがそこに生まれたと。そして、厳しい競争原理が働いたと。結果として国民の利益につながったということでございます。私はそういう意味で発言をさせていただきました。決して民間だけがもうかって、結果として国民・県民が損をすると、マイナスになると、そういうことを主張したわけでは決していないことを御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（石川光次郎君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） また、知事の講演の中で、二〇一六年に商社などの投資家やシンクタンク、金融機関などの有識者、あとヴェオリア・ジャパンなども入っていますが、非公開で懇話会や部会を開き、みやぎ型管理運営方式の道筋をつくってきたわけです。最初の準備段階から知事に決定的に欠けているのは、県民の参加と県民の視点なのです。そこで知事にお聞きしますが、今回、請願署名が一万九千四百四十九人分出されておりますが、どのように受け止めていますか。

○議長（石川光次郎君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） これは当然、一万超えの人々の思いというふうに受け止めております。

○議長（石川光次郎君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 思いをどう受け止めているかお話しください。

○議長（石川光次郎君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 全ての県民ではなく一万人超えの皆さんが、今回の上工下水み

やぎ型管理運営方式に対して疑問を持っておられるということだというふうを受け止めております。非常に多くの県民は、この件について御理解をいただいているというふうに思っております。

○議長（石川光次郎君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） びっくりする御答弁でございました。知事、みやぎ型管理運営方式は優先交渉権者が決まって今やっと一部資料が出てきたところで、調べれば調べるほど疑問が膨らむばかりです。必要な資料はまだまだできていません。何よりも県民の多くはほとんど内容を知らず、このまま強行すれば後世に禍根が残ると思います。今議会での議案は取り下げて、県民への十分な説明とパブリックコメントの再度の実施を求めて質問を終わります。

ありがとうございます。